

令和6年第3回住田町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第3号)

令和6年2月29日(木) 午前10時開議

- 日程第 1 承認第1号
令和5年度住田町一般会計補正予算(第5号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 2 議案第7号
令和5年度住田町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 3 議案第8号
令和5年度住田町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 議案第9号
令和5年度住田町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 5 議案第15号
手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第16号
住田町督促及び延滞金の徴収に関する条例
- 日程第 7 議案第17号
住田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第18号
住田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第19号
住田町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第20号
住田町簡易水道事業の設置等に関する条例及び住田町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第21号
介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第22号

住田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

日程第 1 3 議案第 2 3 号

住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 4 議案第 2 4 号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

日程第 1 5 議案第 2 5 号

道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 6 議案第 3 1 号

国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例

日程第 1 7 議案第 3 2 号

滝観洞観光センター受付棟新築工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 1 8 議案第 3 3 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについて

日程第 1 9 議案第 1 号

令和 6 年度住田町一般会計予算

日程第 2 0 議案第 2 号

令和 6 年度住田町国民健康保険特別会計予算

日程第 2 1 議案第 3 号

令和 6 年度住田町介護保険特別会計予算

日程第 2 2 議案第 4 号

令和 6 年度住田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 2 3 議案第 5 号

令和 6 年度住田町簡易水道事業会計予算

日程第 2 4 議案第 6 号

令和 6 年度住田町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員（12名）

1番	金野千津君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	瀧本正徳君	6番	村上薫君
7番	阿部祐一君	8番	林崎幸正君
9番	菊池孝君	10番	高橋靖君
11番	水野正勝君	12番	佐々木春一君

欠席委員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	神田謙一君	教育長	松高正俊君
副町長	小向正悟君	総務課長兼 選挙管理 委員会書記長	山田研君
税務課長兼 会計管理者	高萩政之君	企画財政課 企画係長	泉俊明君
企画財政課 財政係長	高木宏徳君	町民生活課長	鈴木絹子君
保健福祉課長 兼地域包括支 援センター長	千葉英彦君	建設課長	横澤広幸君
農政課長兼 農業委員会 事務局長	菊田賢一君	林政課長	佐々木暁文君
教育次長	多田裕一君		

事務局職員出席者

議会事務局長	菅野享一	係長	高橋京美
--------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（佐々木春一君） おはようございます。ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 承認第1号

○議長（佐々木春一君） 日程第1、承認第1号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

副町長、小向正悟君。

○副町長（小向正悟君） 承認第1号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回専決処分をした補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,003万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ53億1,948万5,000円としたものであります。

それでは、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。6ページでございます。

第14款国庫支出金2,003万8,000円の増は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3.歳出を御覧ください。

3款民生費2,003万8,000円の増は、個人住民税均等割のみ課税世帯給付金の計

上が主なものであります。

以上、令和5年度住田町一般会計補正予算（第5号）は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和6年1月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

7番、阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 6ページです。歳出のですね、3款1項1目18節の補助金及び交付金のほうですが、ただいま説明ありました今度均等割のみ課税世帯給付金ということで、新たに入れたわけですが、これは住田町の世帯の中でどのくらいの割合があったのか、あとはどのくらいの給付金が配分されるのかお伺いいたします。

○議長（佐々木春一君） 税務課長、高萩政之君。

○税務課長（高萩政之君） 個人住民税均等割のみ課税世帯給付金についてですが、こちらは令和5年12月14日に国のほうで実施を決定いたしました低所得者支援及び定額減税を補足する給付のお一つでございます。

対象となる世帯は、令和5年度の個人住民税の非課税世帯を除く世帯のうち、個人住民税の所得割が課税されていない者のみで構成される世帯、つまりその世帯の中で、個人住民税の均等割が課税されている方、または非課税の方のみで構成される世帯が給付の対象となります。給付の額は、対象世帯1世帯当たり10万円でございます。現在対象世帯は最大170世帯を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） そのほかありませんか。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、承認第1号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第7号

○議長（佐々木春一君） 日程第2、議案第7号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

副町長、小向正悟君。

○副町長（小向正悟君） 議案第7号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億5,244万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億6,703万9,000円とするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は、13ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

1款町税4,340万円の増は、償却資産課税額4,340万円の増によるものであります。

10款地方交付税3,190万2,000円の増は、普通交付税の増によるものであります。

12 款分担金及び負担金 1 0 2 万 8, 0 0 0 円の増は、地域情報通信基盤施設加入負担金 9 1 万 1, 0 0 0 円の増が主なものであります。

13 款使用料及び手数料 2 8 8 万 2, 0 0 0 円の減は、空き家活用住宅使用料 1 1 1 万 2, 0 0 0 円の減が主なものであります。

14 款国庫支出金 9, 3 4 7 万の減は、社会資本整備総合交付金 9, 2 8 9 万 4, 0 0 0 円の減が主なものであります。

15 款県支出金 3, 0 3 5 万円の減は、森林環境保全直接支援事業費補助金 1, 0 4 0 万 5, 0 0 0 円の減が主なものであります。

16 款財産収入 1, 9 7 3 万円の増は、町貸付分収金 1, 9 8 9 万 4, 0 0 0 円の増が主なものであります。

18 款繰入金 1 億 7, 9 7 4 万 9, 0 0 0 円の減は、財政調整基金繰入金 1 億 7, 9 7 1 万 1, 0 0 0 円の減が主なものであります。

20 款諸収入 1, 0 5 4 万 5, 0 0 0 円の増は、ブローラー価格安定事業準備金返還金 6 0 7 万 6, 0 0 0 円の増が主なものであります。

21 款町債 4, 7 4 0 万円の増は、町道改良等 5, 5 2 0 万円の増が主なものであります。続きまして、歳出について御説明いたします。

4 ページをお開き願います。なお詳細は、23 ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書の 3. 歳出を御覧ください。

1 款議会費 1 5 2 万 1, 0 0 0 円の減は、費用弁償 4 3 万 4, 0 0 0 円の減が主なものであります。

2 款総務費 4, 7 3 6 万 3, 0 0 0 円の減は、選挙運営費負担金 6 3 4 万 2, 0 0 0 円の減が主なものであります。

3 款民生費 7 8 5 万 2, 0 0 0 円の減は、介護保険特別会計繰出金 8 4 3 万 8, 0 0 0 円の減が主なものであります。

4 款衛生費 2, 1 8 0 万 6, 0 0 0 円の減は、飲料水供給施設整備事業費補助金 9 7 0 万円の減が主なものであります。

6 款農林業費 5, 6 9 1 万 4, 0 0 0 円の減は、森林病虫害等駆除委託費の委託料の減が主なものであります。

7 款商工費 9 8 7 万 1, 0 0 0 円の減は、会計年度任用職員報酬 2 8 7 万 8, 0 0 0 円の減が主なものであります。

8款土木費4,456万4,000円の減は、道路改良等工事費の減が主なものであります。

9款消防費1,048万1,000円の減は、大船渡地区消防組合分担金609万8,000円の減が主なものであります。

10款教育費5,595万1,000円の減は、埋蔵文化財発掘調査委託料の減が主なものであります。

12款公債費は、財源組替えによるものです。

13款諸支出金1億382万円の増は、減債基金積立金1億382万円の計上によるものであります。

次に、繰越明許費を第2表により御説明いたします。

7ページをお開き願います。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍総合システム改修事業及び住民情報システム改修事業、3款民生費、1項社会福祉費、個人住民税均等割のみ課税世帯給付金事業、2項児童福祉費、個人住民税非課税世帯等こども加算給付金事業、4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、8款土木費、1項道路橋りょう費、道路等改良事業はいずれも実施期間に日数を要するため、繰越しし、予算執行を行おうとするものであります。

次に、債務負担行為の補正を第3表により御説明いたします。

8ページをお開き願います。

今回の補正は追加であります。

庁舎等建物清掃委託及び町有施設警備委託を追加しようとするもので、庁舎等建物清掃委託の期間は令和6年度、限度額は702万4,000円、町有施設警備委託の期間は令和6年度、限度額1,449万8,000円の追加であります。

次に、地方債の補正を第4表により御説明いたします。

9ページをお開き願います。

今回の補正は変更であります。

変更は、次の7事業であります。

高齢者生活福祉センター改修事業を110万円減額し、1,640万円に、町道改良等事業を5,520万円増額し、2億520万円に、橋りょう補修事業を1,070万増額し、2,210万円に、消防団車両整備事業を70万減額し、1,020万円に、生涯スポーツ

センター改修事業を320万円減額し、1,070万円に、スクールバス整備事業を830万円減額し、910万円に、過疎地域持続的発展事業を520万円減額し、5,660万円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 42ページ、10款教育費、5項社会教育費の中の42ページ、12節委託料、埋蔵文化財発掘調査委託料3,277万2,000円について伺います。

これ前回の一般質問で伺ったときに、栗木鉄山の国の史跡指定でお世話になった有識者10名による会議を1月中に開催するというふうに聞いて伺っていたんですけども、それがやってないことは関係あるのでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 当該検討会につきましては、1月には開催できませんでしたけれども、この2月3月に開催する予定でございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 5番、瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） それでは、3点を伺います。

19ページの16款の財産収入の町貸付分収金に関わってお伺いします。

1,900万ほどの補正ということで大きい金額です。どのぐらいの面積で何か所やったのかについてまずお伺いしたいと思います。

それから二つ目については、30ページの交通対策費の報償費の交通指導員報償費54万9,000円なんですが、およそ半額金額ということなんで、その訳を知りたいと思います。

それから三つ目は、41ページの社会教育総務費の、前の一般質問の中でも話がありましたけれども、これについて補助金取りやめというふうな形になったと思いますが、その顛末をお伺いしたいというふうに思います。41ページの社会教育総務費の18節の負担金、補助金の分です。

○議長（佐々木春一君） 質問者に申し上げます。質問される際は予算書のページと、款項目を示した上で該当する予算額についての質問をお願いいたします。

5番議員の質問に対しての答弁。

林政課長、佐々木暁文君。

○林政課長（佐々木暁文君） 私のほうからは歳入19ページ、町貸付分収金の関係でお答えを申し上げます。

貸付分収金につきましては、令和5年度3件分収金の収入がございました。内訳といたしましては、県行造林が2件、町の分収造林組合からの部分が1件という形になっておるところでございます。

そういった中で一番大きいところといたしましては、県行造林の部分、子飼沢の部分です。ね、18.92ヘクタールという部分の、カラマツ林でございましたけども、そういった部分での分収収入がございまして、そのあたりが2,200万円ほどの収入という形になったところが大きな要因かなというふうに捉えているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 町民生活課長、鈴木絹子さん。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 私のほうからは歳出30ページ、交通対策費、交通指導員報償費の減額についてお答えいたします。

交通指導員は現在7名おりまして、指導員報酬は年報酬と、出席報酬という形で支払われております。出席報酬でございますけれども、活動をしていただいた日に基づきましてお支払いしているものでございますけれども、活動を平日なかなかできない部分も、都合によりできない方もいらっしゃいますので、その活動をしていない部分についての減額ということでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 女性団体連絡協議会の補助金の減額につきましては、女性団体連絡協議会が解散の見通しだということで、減額でございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 大変失礼いたしました。

それでは順番にお伺いしたいと思います。

分収でございますので、個人として借りて、それから植林をして木を育てて、それを売却して収入に充てるということ、その分収分をいただいたということになると思いますが、

いずれ町が進めている部分でございますので、この後の部分というのかな、伐採後の処理等々についてはどのような形、結構な大きい面積だと思いますが、どのような形で予定しているか、お伺いします。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 伐採が終わり次第、町のほうへ返地という形になろうかと思えます。そういった中で現場に出向きましてですね、そのあたりの部分、再生林に当たりまして、また針葉樹を植えるのがよろしいのか、あるいは広葉樹の部分に転換するのがよろしいのか、そのあたり総合的に判断しながら再生林という部分、推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） ぜひともですね、再生林はみんなの見本となるような形で進めていただきたいというふうに思います。

もう一つ、関わってなんですが、今年についてはとんでもない金額の、それこそ分収金というふうになりましたが、ふだんであれば、来年度の予算については100万というふうな形でありますけども、今後ですね、まだまだいっぱいあるのかどうなのかについて、もし分かるのであれば、大ざっぱで構いませんが。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 町とですね、町内の分収造林組合との契約という部分の案件が今後増えてくるのかなというふうに捉えているところでございます。既にですね、そういった部分で処分を実施したいということでお話をいただいている組合等々もですね、五、六件程度あるかというふうに思っております。そのあたりの処分という部分、来年度以降の部分で推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） それでは二つ目のですね、30ページの交通対策費の部分についてお伺いしますが、結論的に、要するにそのような状態でも活動する事業としてのね、町としての交通対策事業は、まず成ったというふうな解釈でいいんでしょうかね。

○議長（佐々木春一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 交通対策につきましては、活動していただいている部分ででき

ていると評価しております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） ただ定数を決めたり、計画を決めたりっていうのは、町の交通対策はどうあればいいかということでこのような形で計画してるわけですので、そういう中では今の課題というのかな、活動に出られないとか、そういうふうな部分についての対応が大切なのかなというふうに思っています。そういう点では、ほとんどの人たちが別な仕事を持っていたりしますので、そういう中では事業所等、勤務先等々に対する町の姿勢についてもきちんと対応しながらやっていかなければ、この分野の事業がうまくいかないのかなというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 議員おっしゃるとおりだと考えております。今後、交通対策につきましては、議員の意見を参考に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） それでは三つ目でございます。41ページの10款の1の社会教育総務費の部分なんですけど、一般質問等でも出ましたが、女性団体の連絡協議会事業補助金ということで、随分長いことを町がその補助金を出しながら、この活動を支えてきたということになると思います。

それで団体は、町とは別な団体なんで、どのような判断するかについてはそれぞれの団体の判断だと思えますが、町としてね、今まで長い間、これにお金をいっぱい補助金を出してきたという流れがある以上は、町とすればどうなのかというあたりについてはきちんと押さえておいてほしいなというふうに思っています。そういう点で、今回こういうふうな動きに町が関わったかというあたりをお伺いしたいと思えます。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 町の女性団体連絡協議会の会議には、私なり、教育長が出席して意見交換、それからいろいろ相談を受けて対応しております。今般の解散につきましても数年前より協議を進めて取り組んだところでございます。女性団体連絡協議会のお考えも尊重しつつ、町の考え方もお話しつつ、決定したことでございます。今後につきましても、昨日の一般質問の答弁にもありますとおり、女性の意見につきましては今後も尊重していきたい

と考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） そのほか。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 3点お願いいたします。

13ページ歳入の一番上にありますが、1款町税、2項固定資産税、1目固定資産税の償却資産税、増額の4,340万に関わってお尋ねいたします。

このプラスの要因というのは何なのか、お伺いいたします。

それから2点目でございます。

15ページの14款国庫支出金、1項国庫負担金の6目の教育費国庫補助金、3節の教育振興費補助金でございます。

デジタル田園都市国家構想の交付金ということで743万が使用されているわけですが、どのような活用をしたものなのか、その効果というものがどういう点があったのか、お尋ねをいたします。

3点目です。24ページです。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費の14節にあります工事請負費、旧下有住小学校のプール等の解体工事に関わってでございますが、今残っておりますのは旧の下有住小学校の校舎についてでございますけれども、全体的に課題になっているわけですが、この旧、残された、下小の校舎についての活用あるいは解体の考えというのはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（佐々木春一君） 一つ目で。

税務課長、高萩政之君。

○税務課長（高萩政之君） 私からは13ページ、償却資産課税額の増額理由についてお答えいたします。

償却資産課税額の当初予算の計上額につきましては、申告前の時期でございますので、予算編成時点の課税台帳からおおよその伸び率、あるいは収納率を基に計算した額でございます。令和5年度の課税が決定したため、この額が増加となっております。

主な要因といたしましては、いわゆる母衣下山の開発関連で増額になった償却資産の分というふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） デジタル田園都市国家構想交付金の補助金、交付金の歳入についてでございますけれども、これにつきましてはデジタルとはなっておりますけれども、使用の内容といたしましては、住田高校の魅力化推進事業の関係に支出しております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 旧下有住小学校校舎の活用の質問にお答えをいたします。

現在におきましても町において検討を引き続きしているというふうな状況でございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） それでは、1点目の償却資産税に関わってお尋ねいたします。

母衣下山についての決定ということで、この増額になったということでございます。そこで現在この償却資産税に関わって問題にこれからなるであろうことを申し上げたいと思いますが、現在農地にですね、太陽光発電がかなり設置をされてるわけですね。この農地になっている太陽光発電についての課税というのは、これからどのように把握をしていかれるのかお尋ねをいたします。

○議長（佐々木春一君） 税務課長。

○税務課長（高萩政之君） 太陽光発電設備の課税の関係でございますが、まず個人の方が事業主の場合には、所得税の確定申告あるいは住民税の申告でもって償却資産を計上をしておりますので、その中から課税対象となるものを抽出できると考えております。

一方、法人で設置したものにつきましては、法人税の申告書の取り寄せなどで対応はできるんですけれども、全てのものを取り寄せて調査するということは、人的にちょっと難しい部分がございますので、例えば農地転用の申請の情報ですとかそういったところから情報を収集して、課税対象の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 今年からどんどん私たちの地域の身の回りにも太陽光が見えてきておりまして、私のほうにもある農地を持っている方から、これでいいんだろうかというふうなこともあります。いずれ現実的には、今年もさらに増えていくと思います。そうしますと、これは法人がほとんどやってるようでございますので、しっかりとその辺は把握をしていた

だいて、大変でしょうけども、農政課のほうとも連携をしていただきながら、把握をしてしっかりと課税をして収入に持っていくということも、まずしていただきたいなというふうに思います。

○議長（佐々木春一君） 税務課長。

○税務課長（高萩政之君） 今お話しいただきましたとおり、税の公平性ということは納税者さんの皆様にとって非常な重要なことでありますし、町政全般に対する信頼性にも関わってまいる分野でございますので、その辺は抜かりなくしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） ありがとうございます。

3点目のデジタル田園都市国家構想についてですが、先ほど教育次長の答弁ですと、住高の魅力化のほうに支出をしたということでしたが、趣旨的にこのデジ田の交付金と、住高の魅力化ということに支出するというところで、問題はなかったのでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 問題はないわけですが、このデジタル田園都市国家交付金には以前は地域活性化交付金だっけかな、違う名称で同じような内容の補助事業でございました。その事業の補助金の名前が変わったという形でございます。問題はございません。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 教育現場でのデジタル化もかなり進んでるというふうに思っておりますが、今現在は例えば電子黒板であるとか、オンライン授業であるとか、いろいろやっておりますが、実態はどのようなことになってるのでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） G I G Aスクール構想に基づきまして、1人1台端末を整備しておりますし、そのほかにも電子黒板であるとか、当然ちょっと話戻りますけども1人1台端末ということになれば、当然W i - F i の環境ですとかそういうのも整備しなきゃならないもんですから、そういうのは住田町は比較的進んでいるというふうに捉えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） そのほか。

4番、佐々木信一君。

○4番（佐々木信一君） ページ数38、1項3目18節負担金、補助金の部分で、昭和橋の架替事業負担金のマイナスの412万5,000円となっておりますけども、このマイナス要素はどのような形でマイナスになったのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木春一君） 建設課長、横澤広幸君。

○建設課長（横澤広幸君） 昭和橋架替事業の負担金につきましては、これ岩手県と協定を結ぶわけございまして、当初は8,662万ということでありましたけれども、契約状況工事の入札状況等を鑑みまして、こういった8,200万という部分での契約となりましたので、その分の減額という形になってございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 佐々木信一君。

○4番（佐々木信一君） その昭和橋の部分で、土地の部分なんですけども、以前あったおうちが今は全部解体されてなくなっているんですけども、その理由と、もう一つはおうちの方々は現在住田町に進んでいるのかお伺いいたします。

○議長（佐々木春一君） 個人情報に関わる分もあるんで、移転者の状況のことに限っての答弁でよろしいですか。

○4番（佐々木信一君） はい。

○議長（佐々木春一君） 住み替えのところについては、別途情報をつかんでください。

それでは、建設課長。移転に関わる。建設課長。

○建設課長（横澤広幸君） 昭和橋架け替えに伴ってといいますか、役場前線という町道ありますけれども、そういったところの拡幅のためにですね、そういった補償ということで対応してございましたので、そういったことに今後使用していくという形にしております。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） そのほか。

7番、阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 2点お願いいたします。

まず、ページ数は39ページの9款消費費です。

9款1項1目18節負担金、補助金及び交付金の中で、住田町消防団運営補助金があります。これが既定額で126万8,000円ですか、あるんですが、たとえ50万でも大きな額なんですけども、なぜ減額になっているのかお伺いいたします。

続きまして、次のページ、たくさんすいません、ページ数は42ページです。

教育費、10款5項3目12節の、先ほど2番議員からも少し出しましたが、委託料の埋蔵文化財調査委託料ですね、大きく3,200万円が、3,277万2,000円が減額になっているんですが、かなり高額な減額ですが、どういうわけで減額になったのかお伺いいたします。

○議長（佐々木春一君） 総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 1点目の消防団運営補助金についてお答えをいたします。

この補助金につきましては、報酬が個人の口座に振込になるということで、消防団の運営を補助したいということで創設したものでございます。中身といたしましては、光熱費や分団の運営経費、広報活動費、操法競技会の経費というふうな項目になってございます。今年度につきましては操法競技会がなかったことから、その分を減額したというところでございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 埋蔵文化財の発掘調査委託料の減額につきまして御説明申し上げます。これにつきましては9月補正で予算措置をさせていただきまして、当初は4,244万8,000円の予算でございました。当該発掘調査につきましては、五葉地区のほうで行っているわけでございますけれども、面積もかなり広範囲でございまして、発掘調査といたしますのは発掘してみなければ状況がなかなか分からないということもございまして、また専門的な知識、技術も伴うものでございます。県の教育委員会並びに岩手県埋蔵文化財センター様と連携をしながら進めているところでございますけれども、単年度では終了しないというふうなことが分かってまいりまして、令和5年度につきましては、表面の部分の調査のみというふうに考えております。したがって967万5,000円の今年度は支出ということにいたしまして、残りの分につきましては、翌年度以降、令和6年度以降ということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） まず消防団のほうですが、運営費の中で操法がなかったということでございましたが、安心したわけですが、団員個人のほうに報酬がね、入ることになりましたので、私とすれば、本部、分団、各部のね、運営費が苦しいんじゃないのかなという

ふうと思ったので、それが影響が出るかなと思ったんですが、そちらのほうは心配ないという
うことの認識でよろしいですか。お願いいたします。

○議長（佐々木春一君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 消防団の運営補助金につきましては各分団にも交付されますし、
団本部のほうにも交付をいたします。補助金の創設に当たりましては、消防団と意見交換を
いたしまして納得していただいたというふうに捉えているところでございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 分かりました。

では二つ目の文化財のほうですが、967万ほどかかったということですが、これで得ら
れた成果というのは、どのようなことで捉えているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木春一君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 当該発掘調査につきましては、今年度は表面の部分を調査したわ
けでございますけれども、かなりの濃度と申しますか、かなりの量の遺物が発見されてお
ります。それにつきましては当然、この後整理、調査、保管しなければならないわけござ
いますけれども、成果といいますか、一つの成果というか、取組の結果といたしましては、地
元の小学生に発掘現場を御覧いただきますっていうのあれですけども、地域創造学の授業で
見ていただいたりしております。まだ全体的な調査結果というのはまだまだ出てこないわけ
でございますから、それが出ましたらまた整理して、当然報告書なりを整備しなきゃなら
ないわけございまして、今後改めて調査の結果はまとめたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 地域創造学等いろんな分野での活用もあるということですが、そうし
ますと、6年度に繰り越されるということですが、6年度内には終わるという見込みでよろ
しいのですか。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） やっぱり掘ってみなければ分からないというのが埋蔵文化財の特
性でございますので、当然この後に続く工事には絶対支障がないようにやらせていただき
たいと考えております。ただ、出てきたもののが多ければその後の分類であるとか、その仕
分であるとかそういったものもかなり時間かかるというふうなことが想定されますので、6年

度には6年度の部分がございますし、その後、終わらない可能性もございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） そのほか。

3番、佐々木初雄君。

○3番（佐々木初雄君） 2点お伺いいたします。

13ページ、13款使用料及び手数料の1目1節の仕事と学び複合施設使用料57万2,000円の減額について伺います。

たしか去年の予算の際に、宿泊4月プレオープン、年間180万円ほどの半分の82万を予算計上すると。稼働率を上げることが重要と考えるという説明を受けた記憶があります。当初計画の未達の要因と今後の見込みはどうかをお伺いします。

それから二つ目は、35ページ、6款農林業費2項林業費の2目7節の報償費611万4,000円の有害捕獲業務報償費の減額についてお伺いします。

当初計画の30%以上の減額となるわけなんですけど、これも要因と頭数はどのような状況なのかをお伺いします。

○議長（佐々木春一君） 副町長。

○副町長（小向正悟君） 仕事と学びの複合施設につきまして、今回減額補正ということになりました。様々議会のほうでも御議論いただきまして、この施設について十分活用していかなければならないという認識は十分持っておりますが、なかなか、今マネジャーがおりますけれども、その下で動いてもらう地域おこし協力隊の募集をし、その方にも頑張ってもらおうというような想定でありましたけれども、なかなか応募していただく方がいなかったというようなこともございます。そういった形で、なかなか十分PRができていないという部分があるかと思えます。そういった部分について十分今年度の結果、そして来年度に向けての課題というものを十分捉えて、来年度この施設についてさらに十分利用していただけるように努力してまいりたいと思えます。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 私のほうからは35ページ有害捕獲業務報償費についてお答えをいたします。

まず令和5年度の捕獲実績ということでお話をいたしますと、ニホンジカが883、あるいは最近増えておりますけども、イノシシが32、クマがですね、12、そのあたりが大きなのかなというふうに思っております。そのほかにハクビシンとかアナグマとか鳥類の

関係もありますけども、大きなところはそういったところかなと思っております。そういった中で、ニホンジカの部分で申しますと、883頭ということで、例年、1,000頭前後の部分捕獲していただいておりますので、若干減っておるのかなというふうに捉えております。そのあたりの要因といたしましては、今年度の夏場の部分でかなり暑い日が続きました。そういった中で、隊員の方々の稼働率という部分が若干落ちたのかなというふうに捉えているところがございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） よろしいですか。

そのほか。

11番、水野正勝君。

○11番（水野正勝君） 1点お伺いいたします。

30ページ、3款民生費、1項社会福祉費、5目交通対策費、12節委託料、JR釜石線PR映像制作委託料についてお伺いいたします。

こちらはJR釜石線のさらなる誘客ですとか活性化に係る取組とお見受けいたします。改めましてこの取組のいきさつですとか、町の関わった詳細の内容ですとか、そのあたりをお聞きいたします。

○議長（佐々木春一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） JR釜石線でございますけれども、JRにつきましては、決算公表いたしまして、JR釜石線につきましても公表されました。その赤字額がちょっと正確ではございませんけれども、20億を超える赤字額という公表がされましたので、県と市町村、沿線自治体が協力しまして利用促進を図っていこうというものでございます。首長会議というものもございまして、町長等が構成員になりまして、JRの利用促進に向けた会議を行っております。また沿線自治体、JRの釜石線の沿線自治体におきましても、首長が集まりまして、利用促進の会議をしております。その中で各、今年度におきましては、沿線自治体4市町でそれぞれで応援していこうということで、本町におきましては映像をつくりまして、機会があれば、いろんなところで流していこうということで、このような取組をしております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 水野正勝君。

○11番（水野正勝君） そうなりますと、こちらは町独自の映像を制作した取組というこ

とで解釈させていただきます。いろんな場面でこの映像を活用してPR、展開をされるということですが、今想定されている、そのPR活動、その展開の詳細もございましたら伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 一番は本町のホームページに掲載することです。また商工観光のほうとも連携いたしまして、イベント等で流す機会がありましたら流していただきたいと考えております。またほかの課、町内のイベント等におきましても、機会があれば積極的に活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 水野正勝君。

○11番（水野正勝君） JR釜石線のPRということですが、特に本町におかれましては、特にも5月にオープンを予定されております滝観洞の受付の取組と非常にここは連動する動きになるのかなというふうにお見受けいたします。ホームページですとか様々な媒体でということですが、ぜひさらなる誘客につながるよう取り組んでいただければと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 答弁はよい。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第7号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第8号

○議長（佐々木春一君） 日程第3、議案第8号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、鈴木絹子さん。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 議案第8号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ63万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,403万4,000円とするものであります。

補正の内容について2ページ、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

初めに歳入について御説明いたします。

なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書2. 歳入を御覧ください。

1、国民健康保険税57万9,000円の減は、後期高齢者支援金分現年課税分の減によるものが主なものです。

3款県支出金14万円の減は、特定健康診査等負担金の減によるものです。

4款財産収入2万円の減は、基金運用収入国民健康保険財政調整基金の減によるものです。

5款繰入金22万4,000円の増は、財政安定化支援事業繰入金の増によるものが主なものです。

7款諸収入14万1,000円の減は、特定健康診査等負担金の減によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。

詳細は8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書3. 歳出を御覧ください。

3款国民健康保険事業費納付金54万円の増は、一般被保険者医療給付費分納付金の増によるものです。

5款保健事業費130万円の減は検診健康診査委託料の減によるものが主なものです。

6款基金積立金2,000円の減は、基金運用収入積立金国民健康保険財政調整基金の減によるものです。

8款諸支出金12万4,000円の増は、国庫・県支出金等返還金の増によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第8号は、議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第8号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第9号

○議長（佐々木春一君） 日程第4、議案第9号 令和5年度住田町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第9号 令和5年度住田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、保健事業勘定歳入歳出予算の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額

に歳入歳出それぞれ3,947万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,480万円にしようとするものです。

補正後の歳入歳出予算を2ページ、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。
2ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

なお詳細は、6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書2.歳入を御覧ください。

1款保険料357万円の減は、第1号被保険者保険料の減によるものです。

3款国庫支出金776万3,000円の減は、国庫負担金789万9,000円の減が主なものです。

4款支払基金交付金1,148万4,000円の減は、支払基金交付金の減によるものです。

5款県支出金557万円の減は、県負担金513万8,000円の減が主なものです。

6款財産収入5,000円の増は、財産運用収入の増によるものです。

7款繰入金1,108万9,000円の減は、一般会計繰入金843万9,000円の減が主なものです。

次に、歳出について御説明いたします。

詳細は9ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書3.歳出を御覧ください。

1款総務費131万1,000円の減は、介護保険システム改修業務委託料の減が主なものです。

2款保険給付費4,011万7,000円の減は、介護等給付費3,579万1,000円の減が主なものです。

3款財政安定化基金拠出金は、財源組替えによるものです。

4款基金積立金513万5,000円の増は、介護給付費準備基金積立金513万円の増が主なものです。

5款地域支援事業317万8,000円の減は、介護予防生活支援サービス給付費153万円の減が主なものです。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号 令和5年度住田町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第9号 令和5年度住田町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 議案第15号

○議長（佐々木春一君） 日程第5、議案第15号 手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、鈴木絹子さん。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 議案第15号 手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、戸籍法の一部を改正する法律の施行により、戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号の提供が可能になるための所要の改正並びに手数料の名称及び文言の整理をしようとするものです。

それでは対照表により説明いたします。

1 ページをお開きください。

別表第1項第5号、戸籍法関係、既定の左欄手数料の名称の下に事務を加え、既定の手数料の名称及び文言等を整理し、戸籍法に基づく事務の内容を明確にしようとするものです。

左欄、手数料の名称に、戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料を追加し、手数料の額を1件につき400円としようとするものです。

3 ページをお開きください。

左欄手数料の名称に、除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料を追加し、手数料の額を1件につき700円としようとするものです。

4 ページをお開きください。

左欄、手数料の名称、届出、若しくは申請の受理の証明書又は届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付と、上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付を戸籍受理等証明手数料と改正し、右欄適用に婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理で上質紙を用いる場合にあつては、1,400円とし、手数料の名称及び文言等を整理をしようとするものです。

附則は、施行については、令和6年3月1日からしようとするものです。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号 手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第15号 手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第16号

○議長（佐々木春一君） 日程第6、議案第16号 住田町督促及び延滞金の徴収に関する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、高萩政之君。

○税務課長（高萩政之君） 日程第6、議案第16号 住田町督促及び延滞金の徴収に関する条例について御説明いたします。

本条例は、税外収入金の督促と、延滞金の徴収に関する事務処理に関し必要な事項を定めるため、制定しようとするものであります。

詳細につきましては、条文に沿って御説明いたします。

1ページ目を御覧ください。

第1条は、本条例の趣旨を定めるもので、税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関し必要な事項を定めることとしております。

第2条は、納付義務者が納付期限までに完納しないときは、督促状を発しなければいけないことを規定するものであります。

第3条第1項は、納付義務者は、納付期限後に納付する場合には、延滞金を加算して納付しなければならないことを規定するもので、同条第2項は、やむを得ない事由がある場合に、延滞金の全部または一部を減免することができることを規定するものであります。

第4条は、延滞金の端数計算について規定するものであります。

第5条は、条例の施行に関し必要な事項を別に定めようとするものであります。

附則第1項は、施行期日を定めるもので、令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

附則第2項は、住田町督促手数料及び延滞金徴収条例を廃止しようとするものであります。

2ページ目にかけての附則第3項は、延滞金の割合の特例を定めるもので、延滞金特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、第3条第1項に規定する年14.6%の割合は、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、同じく年7.3%の割合は、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合とするものであります。

2ページ目を御覧ください。

附則第4項は、経過措置を定めるものであります。

附則第5項は、公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正するもので、延滞金等に関する第11条を削除し、第12条を第11条に繰り上げるものです。

附則第6項は、住田町債権管理条例の一部を改正するもので、第7条は、第1項及び第3項を削除し、第2項を第1項に繰り上げ、文言を整理するものであります。

3ページ目を御覧ください。

同じく、延滞金に関する第11条を削除し、第12条以降、1条ずつ繰り上げるものであります。

附則第7項は、住田町公共下水道区域外流入条例の一部を改正するもので、督促及び延滞金に関する第10条を削除し、第11条を第10条に繰り上げるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号 住田町督促及び延滞金の徴収に関する条例を採決します。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第16号 住田町督促及び延滞金の徴収に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第17号

○議長（佐々木春一君） 日程第7、議案第17号 住田町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、高萩政之君。

○税務課長（高萩政之君） 議案第17号 住田町税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、督促手数料を廃止するため改正しようとするものであります。

改正内容を新旧対照表により御説明いたします。

第2条は、第2号、徴収金の定義から督促手数料を削除しようとするものであります。

第21条は、督促手数料に関する条文を削除しようとするものであります。

附則第1項は、施行期日を定めるもので、令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

附則第2項は、経過措置を定めようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号 住田町税条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第17号住田町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第18号

○議長（佐々木春一君） 日程第8、議案第18号 住田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、高萩政之君。

○税務課長（高萩政之君） 議案第18号 住田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、督促手数料を廃止するため改正しようとするものであります。

改正内容を新旧対照表により御説明いたします。

1ページ目を御覧ください。

第5条は、保険料の督促手数料に関する条文を削除しようとするものであります。

第6条から第12条については、第5条の削除に伴い、1条ずつ繰り上げるものであります。

附則第2条は、第5条の削除に伴う条ずれを改めようとするものであります。

改正条例附則第1項は、施行期日を定めるもので、令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

同じく附則第2項は、経過措置を定めようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号 住田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第18号 住田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程9 議案第19号

○議長（佐々木春一君） 日程第9、議案第19号 住田町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、横澤広幸君。

○建設課長（横澤広幸君） 議案第19号 住田町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の主な条例改正は、水道法の一部が改正され、令和6年4月1日から水道整備・管理行政の国の管轄が厚生労働省から国土交通省に移管されること、また、住田町督促手数料及

び延滞金徴収条例の廃止により、督促手数料を徴収しないことを定めるため、改正するものであります。

対照表により御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

第4条第3号は、文言の適正化によるものであります。

第5条第1項は、水道法の改正により、厚生労働省令を国土交通省令に改めるものであります。

同条第2項第7条の2第1項、第11条第1項は、文言の適正化によるものであります。

次に2ページを御覧ください。

第13条、第16条第3項、第17条第1項第3号、第18条の見出し、同条第1項及び第2項、第22条第2項の表中については、文言の適正化によるものであります。

次に、3ページを御覧ください。

第22条第3項の表中、第26条第1項、第28条第1項は、文言の適正化によるものであります。また、同条第1項第2号の表中、督促手数料の規定については、削るものであります。

第31条第1項は、水道法施行令の引用条項の整理、同条第2項は、水道法の改正により、厚生労働省令を国土交通省令に改めるものであります。

次に、4ページを御覧ください。

第32条第1号から第3号まで、第33条第2号、第33条の2は、文言の適正化によるものであります。

第36条第1号は、水道法の改正により、厚生労働省令を国土交通省令に改めるとともに、文言の適正化を行うものであります。

同条第2号及び第4号並びに第37条は文言の適正化によるものであります。

次に、5ページを御覧ください。

附則でございますが、第1項では、施行期日を令和6年4月1日と定め、第2項では経過措置として施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例によるものと定めたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号 住田町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第19号 住田町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第20号

○議長（佐々木春一君） 日程第10、議案第20号 住田町簡易水道事業の設置等に関する条例及び住田町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、横澤広幸君。

○建設課長（横澤広幸君） 議案第20号 住田町簡易水道事業の設置等に関する条例及び住田町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、地方自治法の一部改正により、条ずれが生じたことに伴い改正するものであります。

対照表により御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

第1条、住田町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の第5条及び第2条、住田町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の第5条は、いずれも

地方自治法の引用条項を改めるものであります。

附則であります、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号 住田町簡易水道事業の設置等に関する条例及び住田町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第20号 住田町簡易水道事業の設置等に関する条例及び住田町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第21号

○議長（佐々木春一君） 日程第11、議案第21号 介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第21号 介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を御説明いたします。

今回の一部改正は、主に第8期介護保険事業計画の見直しを行い、その標準給付費等試算結果に基づきまして、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画における保険料を改正するものです。

新旧対照表により御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

第2条第1項は、令和6年度から令和8年度までの保険料について定めたもので、介護保険法施行令の改正に伴い、所得段階を現在の9段階から13段階とし、第1号から第13号の各号に掲げる者の保険料の年額を改定するものです。

第2項から第4項は、第1項第1号から第3号に掲げる被保険者の令和6年度から令和8年度までの保険料率について改正するものです。

2 ページを御覧ください。

第6条は、督促手数料を廃止するものです。

第10条は、住田町税条例及び地方税法の引用条項及び文言の修正をするものです。

附則第1項は、施行期日を令和6年4月1日に、第2項は、令和5年度以前の保険料については、従前の例によるもの、第3項は、この条例施行前にした督促に係る督促手数料は、従前の例によるものと定めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号 介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第21号 介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第22号

○議長（佐々木春一君） 日程第12、議案第22号 住田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第22号 住田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明いたします。

今回の条例改正は、介護保険法の改正による指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴うものです。

新旧対照表により御説明いたします。

1ページを御覧ください。

第6条は、内容及び手続の説明及び同意について定めるもので、第2項は、文言の追加及び指定居宅介護支援事業者が作成する居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護等がそれぞれ占める割合などを利用申込者等に説明をする規定を削除し、第3項以降を1条ずつ繰り下げ、第3項に第2項で削除した内容を追加するものです。

第24条は、掲示について定めるもので、第1項及び第2項は文言の修正、第3項は指定居宅介護支援事業者は、原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない内容を追加するものです。

第31項は、記録の保存期間について5年から2年間に改正するものです。

附則は、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） これで討論なしと認めます。

これから議案第22号 住田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第22号 住田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第23号

○議長（佐々木春一君） 日程第13、議案第23号 住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、横澤広幸君。

○建設課長（横澤広幸君） 議案第23号 住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、町営住宅の用途廃止及び新規整備に伴う管理戸数の変更と、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

対照表により御説明いたします。

1ページを御覧ください。

第6条第2項第7号のイは入居者の資格を定めるもので、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、同法第10条第1項に規定していた接近禁止命令と退去命令がそれぞれ同条第1項には接近禁止命令の規定が、同条第2項には退去命令が規定されたことから、その引用条項を加えようとするものであります。

また、同法第28条の2において読み替えて準用する場合にも適用させることから、その条文を加えようとするものであります。

別表を御覧ください。

昭和38年度建設の中上団地について、4戸から1戸を廃止し、3戸に改正するものであります。また、本年度に新たに整備した町営住宅を管理することから、建設年度、団地名、構造階数、面積、戸数及び所在地をそれぞれ定めるものであります。

次に、附則であります。

この条例は公布の日から施行するものであります。しかし第6条の改正規定につきましては、令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号 住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第23号 住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第24号

○議長（佐々木春一君） 日程第14、議案第24号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、横澤広幸君。

○建設課長（横澤広幸君） 議案第24号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の主な条例改正は、道路法施行令の一部改正と、住田町督促手数料及び延滞金徴収条例の廃止に伴い、督促手数料の規定を削除するなど、所要の改正を行うものであります。

道路法施行令の改正内容は、道路占用料の改正であります。

岩手県では、政令の改正を受け、所在地区分ごとの県内市町村の固定資産税評価額及び道路割合に基づき算出された県独自の単価により、道路占用料徴収条例を改正したところであります。本町においては、従来から県に準拠した単価を採用していることから、県と整合性を図るため、道路占用料を改正しようとするものであります。

それでは対照表により御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

第6条の見出し及び同条第1項については、督促手数料に係る規定を削るものであります。

同条第2項は、督促手数料の額を定めたものであることから、同項を削り、同条第3項を1項繰り上げるものであります。

同条第3項の改正は、延滞金の額について、道路法第73条第2項に準じて、納期限の翌日から納入の日までは年14.6%を年14.5%に改正し、納期限の翌日から一月を経過する日までは年1.3%を年7.25%に改正し、併せて文言の適正化を図るものであります。

附則第3項につきましては、延滞金の割合の特例を定めているもので、引用条項の改正に伴い、それぞれ年14.6%を年14.5%に、年7.3%を年7.25%に改正するものであります。

同じく 1 ページ、別表第 2 条関係を御覧ください。

2 ページにかけましての法第 3 2 条第 1 項第 1 号は、電柱、電線、変圧などに係る占用料の改正であります。

2 ページを御覧ください。

3 ページにかけたの同条同項第 2 号は、水管、下水道管、ガス管などに係る占用料の改正であります。

3 ページを御覧ください。

同じく第 3 号及び第 4 号は、鉄道、軌道、雪よけなどに係る占用料の改正であります。

4 ページにかけたの同じく同条同項第 5 号は、地下街、地下室、通路などに係る占用料と乗率の改正であります。

4 ページを御覧ください。

同じく第 6 号は、露天、商品置場などに係る占用料の改正であります。

5 ページにかけたの政令第 7 条第 1 号は、看板、標識、旗ざおなどに係る占用料の改正であります。

5 ページを御覧ください。

同じく第 2 号は、太陽光発電設備及び風力発電設備に係る占用料の改正であります。

同じく第 3 号は、津波からの一時的な避難場所としての機能を果たす堅固な施設などに係る乗率の改正であります。

同じく第 4 号、第 5 号は、工事用板囲い、足場、詰所、土石、竹木、瓦などに係る占用料の改正であります。

同じく第 6 号、第 7 号は、仮設店舗、仮設建築物などに係る占用料の改正であります。

同じく第 8 号は、食事施設、購買施設など、第 9 号は、トンネル上部、高架路面下の事務所、店舗などに係る乗率の改正であります。

同じく第 1 1 号は、トンネル上部、高架路面下の応急仮設建築物などに係る乗率の改正であります。

6 ページを御覧ください。

同じく 1 2 号は、自転車などの車輪止め装置などに係る乗率の改正であります。

同じく 1 4 号は、非常用電気等供給施設などに係る乗率の改正であります。

次に附則でございますが、施行期日を令和 6 年 4 月 1 日と定めようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第24号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第25号

○議長（佐々木春一君） 日程第15、議案第25号 道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 議案第25号 道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明いたします。

今回の条例改正は、道路法施行令及び岩手県道路占用料徴収条例の改正に伴い、条例を改正しようとするものでございます。

対照表により御説明いたします。

別表第9条関係を御覧ください。

改正の内容は、占用物件の占用料の金額及び乗率を改正しようとするものであります。

1 ページは、電柱、電線、変圧器など、2 ページは水管、下水道管、ガス管など。3 ページは、鉄道、軌道、雪よけなど、通路、浄化槽など、露天、商品置場など、看板、標識、旗ざおなど。4 ページは、太陽光発電設備及び風力発電設備、津波避難施設。5 ページは工사용板囲い、足場、詰所、土石、竹木、瓦など、トンネルの上または高架路面下の事務所、店舗など、応急仮設建築物など。6 ページは、車輪止め装置、防火拠点駐車場の備蓄倉庫などの占用料の金額及び乗率をそれぞれ改正するものであります。

次に附則であります。

この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号 道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第25号 道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 議案第 31 号

○議長（佐々木春一君） 日程第 16、議案第 31 号 国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、鈴木絹子さん。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 議案第 31 号 国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改められたことにより、所要の改正をしようとするものです。

それでは対照表により説明いたします。

第 1 条、老人保健拠出金を含むの文言を削除しようとするものです。

附則は、施行については公布の日からしようとするものです。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 31 号 国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第 31 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第 31 号 国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 32 号

○議長（佐々木春一君） 日程第 17、議案第 32 号 滝観洞観光センター受付棟新築工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

農政課長、菊田賢一君。

○農政課長（菊田賢一君） 議案第 32 号 滝観洞観光センター受付棟新築工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて提案理由を御説明いたします。

滝観洞観光センター受付棟新築工事の請負契約につきましては、令和 5 年 6 月 9 日に議会の議決をいただき、現在工事を進めているところでございますが、工事内容を変更する必要が生じたことから、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更前の契約金額は 1 億 2,320 万円でございますが、277 万 6,400 円を増額し、1 億 2,597 万 6,400 円に変更しようとするものであります。

主な増額の理由でございますが、基礎打設のため、地下の掘削を行ったところ、浸水ます等の工作物や岩盤が出てきたため、これらの撤去が必要になったもの。既存擁壁と新規擁壁の間に現場発生土で埋め戻す予定でありましたが、大小の石が多く含まれており、転圧できない状況にあり、岩ずりに置き換えたもの。CSB 管と浄化槽の排水管との調整が必要になったこと。既存擁壁の裏側に空隙が見つかり、補修作業が必要になったこと等により 277 万 6,400 円の増額となるものであります。

なお、工期については従前のおり、令和 6 年 3 月 25 日を予定しており、変更はございません。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号 滝観洞観光センター受付棟新築工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第32号 滝観洞観光センター受付棟新築工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第33号

○議長（佐々木春一君） 日程第18、議案第33号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 議案第33号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについて御説明いたします。

今回の損害賠償事件は、令和5年12月13日、住田町上有住字山脈地地内の上有住地区公民館敷地において、地区公民館倉庫の扉の鍵を確実に施錠しなかったため、強風により扉が開き、上有住地区公民館倉庫に隣接して駐車していた会計年度任用職員が使用している車両に扉が接触し、車両に損害を生じさせたことによるものでございます。

和解及び損害賠償の相手方は、住田町世田米字下柏里、佐藤陽介氏であります。損害賠償の額は9万101円で、和解の内容は、対物事故による損害を賠償し、当事者は共に今後いかなる事由が発生しても、本件に関しては異議を申し立てないとするものでございます。

なお、町有施設の管理につきましては、日頃から職員に対し、機会を捉え、適切な施設の

管理を行うよう注意喚起しているところではありますが、当該賠償事件が発生したことは誠に申し訳なく、町民の皆様に深くおわび申し上げます。

今後はこのような事態を再度起こすことのないよう、今以上に緊張感を持って業務に取り組んでまいり所存でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第33号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第19～日程第24 議案第1号～議案第6号

○議長（佐々木春一君） 日程第19、議案第1号 令和6年度住田町一般会計予算、日程第20、議案第2号 令和6年度住田町国民健康保険特別会計予算、日程第21、議案第3号 令和6年度住田町介護保険特別会計予算、日程第22、議案第4号 令和6年度住田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第23、議案第5号 令和6年度住田町簡易水道事業会計予算、日程第24、議案第6号 令和6年度住田町下水道事業会計予算を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、小向正悟君。

○副町長（小向正悟君） 議案第1号から議案第6号まで、各会計の令和6年度予算案について御説明いたします。

まず、議案第1号 令和6年度住田町一般会計予算の概要について御説明いたします。

予算書の1ページを御覧ください。

予算総額は、歳入歳出それぞれ51億6,600万円で、前年度当初予算比1億3,100万円、2.6%の増であります。

歳入歳出予算の款ごとの概要については、第1表、歳入歳出予算で、後ほど説明いたします。

債務負担行為につきましては、8ページの第2表、地方債につきましては、9ページの第3表のとおりであります。

一時借入金の借入れの最高額については、6億円と定めようとするものであります。

それでは、第1表、歳入歳出予算により、款ごとの概要を御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、前年度当初予算との比較については、10ページ、歳入歳出予算事項別明細書の歳入を御覧ください。

1款町税は6億1,885万3,000円で、前年比1,318万円の増は、固定資産税の増が主なものであります。

2款地方譲与税は9,200万円、3款利子割交付金は29万円、4款配当割交付金は91万円、5款株式等譲渡所得割交付金は87万円、6款法人事業税交付金は600万円、7

款地方消費税交付金は1億2,100万円、8款環境性能割交付金は200万円、9款地方特例交付金は140万円、10款地方交付税は21億2,000万円、11款交通安全対策特別交付金は50万円で、いずれも所要の見積額を計上しております。

12款分担金及び負担金は、413万6,000円で、前年度比58万3,000円の増ではありますが、地域情報通信基盤施設関係負担金の増が主なものであります。

13款使用料及び手数料は、8,983万4,000円で、前年度比90万6,000円の増は、地域情報通信基盤使用料の増が主なものであります。

14款国庫支出金は、3億9,995万5,000円で、前年度比417万3,000円の減は、社会資本整備総合交付金の減が主なものであります。

15款県支出金は、2億5,155万7,000円で、前年度比811万円の減は、岩手県知事・県議会議員選挙執行委託金の減が主なものであります。

16款財産収入は、5,072万3,000円で、前年度比133万7,000円の減は、町貸付分収金の減が主なものであります。

17款寄附金は、7,500万1,000円で、前年度比2,350万円の増であります。

繰入金は、5億2,306万2,000円で、前年度比5,320万7,000円の増は、財政調整基金繰入金の増が主なものであります。

19款繰越金は、5,299万4,000円で、前年度比340万8,000円の増であります。

20款諸収入は、6,341万5,000円で、前年度比191万円の増であります。

21款町債は、3億9,150万円で、前年度比6,180万円の減は、滝観洞観光センター整備等の減が主なものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

5ページをお開き願います。

なお、前年度当初予算との比較については11ページ、歳入歳出予算事項別明細書の歳出を御覧願います。

1款議会費は、7,263万円で、前年度比24万9,000円の増は、費用弁償の増が主なものであります。

2款総務費は7億9,994万6,000円で、前年度比1,855万7,000円の増は、世田米駅第1町有住宅解体工事費の計上が主なものであります。

3款民生費は、11億5,397万2,000円で、前年度比8,885万5,000円

の増は、ペレットボイラー更新工事費の計上が主なものであります。

4款衛生費は、3億6,829万4,000円で、前年度比2,613万3,000円の減は、新型コロナウイルスワクチン接種関係経費の減が主なものであります。

5款労働費は、62万9,000円で、前年度と同額であります。

6款農林業費は、3億7,629万8,000円で、前年度比2,104万3,000円の減は、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業補助金の減が主なものであります。

7款商工費は、9,193万4,000円で、前年度比1億1,448万8,000円の減は、滝観洞観光センター受付棟新築工事費の減が主なものであります。

8款土木費は、6億6,851万8,000円で、前年度比4,053万9,000円の増は、準用河川苗代沢川改修工事費の計上が主なものであります。

9款消防費は、3億3,898万5,000円で、前年度比9,140万8,000円の増は、大船渡地区消防組合分担金の増が主なものであります。

10款教育費は、5億6,221万7,000円で、前年度比2,429万6,000円の増は、埋蔵文化財発掘調査委託料の計上が主なものであります。

11款災害復旧費は1万円で、前年度と同額であります。

12款公債費は、6,878万2,000円で、前年度比1,033万7,000円の増は、過疎対策事業債の元金の増が主なものであります。

13款諸支出金は4,500万円で、前年度比1,800万円の増であります。

14款予備費は、678万5,000円で、前年度比42万3,000円の増であります。

なお、令和6年度の主な事業につきましては、既に配付しております別冊の令和6年度一般会計歳入歳出予算の概要と主な事業のとおりとなっております。

以上が一般会計予算の概要であります。

次に、議案第2号 令和6年度住田町国民健康保険特別会計予算の概要について説明いたします。

予算書の99ページを御覧ください。

予算総額は、歳入歳出それぞれ7億171万4,000円で、前年度当初予算比3,991万1,000円の増は、保険給付費の増が主なものであります。

一時借入金の借入れの最高額については、3,000万円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款ごとの説明につきましては省略させていただきます。

次に、議案第3号 令和6年度住田町介護保険特別会計予算の概要について御説明いたします。

予算書の117ページを御覧ください。

保険事業勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ9億9,816万9,000円で、前年度比155万7,000円の減は、介護給付費の減が主なものであります。

介護サービス事業勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ252万8,000円で、前年度比29万円、13%の増は、予防給付ケアマネジメント業務委託料の増が主なものであります。

一時借入金の借入れの最高額については、保険事業勘定において5,000万円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款ごとの説明については省略させていただきます。

次に、議案第4号 令和6年度住田町後期高齢者医療特別会計予算の概要について説明いたします。

予算書の141ページを御覧ください。

予算総額は、歳入歳出それぞれ8,667万円で、前年度比559万円、6.9%の増は、後期高齢者医療広域連合納付金の増が主なものであります。

歳入歳出予算の款ごとの説明につきましては省略させていただきます。

次に、議案第5号 令和6年度住田町簡易水道事業会計予算の概要について御説明いたします。

簡易水道事業会計の予算書の1ページを御覧ください。

業務の予定量は、給水件数1,580件、総給水量33万立米であります。

収益的収支は、収入1億5,729万円、支出1億4,014万7,000円であります。

資本的収支は、収入3,699万9,000円、支出9,686万1,000円であります。

支出に対する不足額5,986万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額257万円及び過年度分損益勘定留保資金5,729万2,000円による補填をするものであります。

その他、一時借入金の限度額、予定支出の各項目の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、他会計からの補助金及び棚卸資産の購入限度額につきまして、それぞれ定めるものであります。

款ごとの説明については省略させていただきます。

次に、議案第6号 令和6年度住田町下水道事業会計予算の概要について御説明いたします。

下水道事業会計予算書の1ページを御覧ください。

業務の予定量は、接続戸数670戸、総排水量15万6,000立米であります。

収益的収支は、収入1億1,085万8,000円、支出1億529万8,000円であります。

資本的収支は、収入3,941万9,000円、支出4,903万2,000円であります。

収支に対する不足額961万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額76万4,000円及び過年度分損益勘定留保資金884万9,000円により補填するものであります。

その他、一時借入金の限度額、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することができない経費及び他会計からの補助金につきまして、それぞれ定めるものであります。

款ごとの説明につきましては省略させていただきます。

以上、議案第1号から第6号まで、令和6年度住田町各会計の予算案の説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） ただいま予算書について説明をいただきましたけれども、議長から1点確認をさせていただきます。

歳入の10款地方交付税につきまして、資料の予算書では、24億2,000万円となっておりますが、提案の数字が違っておりましたが、その点の確認をさせていただきたいと思っております。

副町長。

○副町長（小向正悟君） 訂正します。10款地方交付税は24億2,000万円でございます。失礼いたしました。

○議長（佐々木春一君） お諮りします。

議案第1号から議案第6号までの各会計予算については、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第6号までの各会計予算については、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

なお、この予算審査特別委員会は、正・副委員長互選のため、本日、本会議散会后、引き続き当議場において招集することといたします。

改めて通知は差し上げませんので、御了承願います。

◎散会の宣告

○議長（佐々木春一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時21分
